

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	養育医療の給付決定		
根拠法令・条項	母子保健法第20条第1項から第3項まで及び同条第6項		
所 管 課	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課		
審 査 基 準	堺市母子保健法施行細則第7条及び堺市未熟児養育医療給付要綱第2条の規定のとおり。 ○堺市母子保健法施行細則（抜粋） （養育医療の給付の対象） 第7条 養育医療（法第20条第1項に規定する養育医療をいう。以下同じ。）の給付を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する未熟児（法第6条第6号に規定する未熟児をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、医師が入院による養育の必要があると認めたものとする。 (1) 出生時の体重が2,000グラム以下の乳児であること。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が入院による養育を受ける必要があると認める乳児であること。 ○堺市未熟児養育医療給付要綱（抜粋） （給付対象者） 第2条 堺市母子保健法施行細則（平成20年規則第33号。以下「細則」という。）第7条第1項第2号の市長が入院による養育を受ける必要があると認める乳児とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 生活力が薄弱である乳児で、別表に掲げるいずれかの症状を示すもの (2) 細則第7条第1項第1号又は前号に準ずる乳児で、家庭環境が不良のため適切な養育を受けることができないもの 別表（第2条関係）		
	事 項	症 状	
	(1) 一般状態	ア 運動不安又はけいれんがある者 イ 運動が異常に少ない者	
	(2) 体温	摂氏34度以下の者	
	(3) 呼吸器循環器系	ア 強度のチアノーゼが持続する者又はチアノーゼ発作を繰り返す者	
		イ 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にある者又は毎分30以下の者	
		ウ 出血傾向が強い者	
	(4) 消化器系	ア 生後24時間以上排便がない者	
		イ 生後48時間以上嘔吐が持続している者	
		ウ 血性吐物又は血性便がある者	
(5) ^{ダン} 黄疸	生後数時間以内に現れ、又は異常に強い黄疸がある者		
標準処理期間	標準処理期間	30日	
	標準処理期間を設定できない理由		